

# 「指定計画相談支援」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に對して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

## 1. 事業者

名称	株式会社ナイスケア
所在地	東京都目黒区大岡山1-1-8
電話番号	03-3717-3343
代表者氏名	代表取締役 徳永 泰行
設立年月	平成8年9月

## 2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所 (1331001295) 平成29年10月1日指定
事業の目的	障害者に対する適正な特定相談支援等を行う事を目的とします
事業所の名称	ナイスケア目黒相談支援センター
事業所の所在地	東京都目黒区大岡山1-5-15 NCビル2F
電話番号	03-3717-3184
FAX番号	03-3717-3280
管理者氏名	新関 美穂子
事業所の運営方針について	<ul style="list-style-type: none"><li>利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう配慮します。</li><li>利用者の心身の状況や環境等に応じ、障害福祉サービスを総合的、効率的に提供出来るよう配慮します。</li><li>提供される障害福祉サービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に偏る事のないよう公平中立に行います。</li><li>事業者間の連携を図り、地域に必要な社会資源の改善、開発に努めます。</li><li>事業所自ら提供する特定相談支援等の評価を行い、その改善を図ります。</li></ul>
開設年月	平成29年10月1日

## 3. 事業実施地域

目黒区全域、世田谷区の一部

## 4. 営業時間

月～金 9:00～17:00 ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

## 5. 職員の体制<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	1名(兼務)	0名	利用申込み調整、業務実施状況の把握、管理を行います。
相談支援専門員	1名(兼務)	0名	生活全般に係る相談、サービス等利用計画の作成を行います。

当事業所では、利用者に対して指定計画相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

## 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

### (1) サービス内容

#### ①サービス等利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

## <サービス等利用計画の作成の流れ>

①相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。

②サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。

③利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び障害児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

④利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域生活相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、障害者総合支援法第五条二十二項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成します。

⑤④で作成したサービス等利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定します。

⑥支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求ることとします。また、これを基に、相談支援専門員はサービス等利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定します。

### ② サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- ・ サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- ・ モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

### ③ サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

### ④ 障害者支援施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

## (2) 利用料金

### ① サービス利用料金

指定計画相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律（障害者総合支援法、児童福祉法）の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

事業者が計画相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、下記の金額をお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの区市町村に申請すると計画相談支援給付費が支給されます。）

## ②交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

## ④ 利用料金のお支払い方法

前記②の費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ・郵便局の場合 郵便振替用紙 口座番号：00160-2-186422 加入者：株式会社ナイスケア
- ・銀行の場合 みずほ銀行 自由が丘支店 普通預金  
口座番号：1831166 口座名義： 株式会社ナイスケア

## 7. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

## 8. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。) 保存期間は、指定計画相談支援サービスを提供した日から5年間です。

\* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- (2) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
- (3) アセスメントの記録
- (4) サービス担当者会議等の記録
- (5) モニタリング結果の記録
- (6) 関係機関からの情報提供に関する記録
- (7) 契約書
- (8) 重要事項説明書
- (9) 利用者負担に関する関係書類
- (10) 利用者に関する区市町村への通知に係る記録
- (11) 利用者からの苦情内容等の記録
- (12) 事故の状況及び事故に際しての採った処置についての記録

## 9. 苦情等の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

- お客様相談係 <苦情受付窓口担当者> 管理者：新関 美穂子
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00  
<苦情解決責任者> 管理者：新関 美穂子

### (2)

東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局	受付日・時間 月～金 9:00～17:00 電話番号 03-5283-7020
---------------------------------	--

以上

# 「指定障害児相談支援」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定計障害児相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

## 1. 事業者

名称	株式会社ナイスケア
所在地	東京都目黒区大岡山1-1-8
電話番号	03-3717-3343
代表者氏名	代表取締役 徳永 泰行
設立年月	平成8年9月

## 2. 事業所の概要

事業所の種類	指定障害児相談支援事業所(1371000207) 平成29年10月1日指定
事業の目的	障害児に対する適正な障害児相談支援等を行う事を目的とします
事業所の名称	ナイスケア目黒相談支援センター
事業所の所在地	東京都目黒区大岡山1-5-15 NCビル2F
電話番号	03-3717-3184
FAX番号	03-3717-3280
管理者氏名	新関 美穂子
事業所の運営方針について	<ul style="list-style-type: none"><li>利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう配慮します。</li><li>利用者の心身の状況や環境等に応じ、障害福祉サービスを総合的、効率的に提供出来るように配慮します。</li><li>提供される障害福祉サービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に偏る事のないよう公平中立に行います。</li><li>事業者間の連携を図り、地域に必要な社会資源の改善、開発に努めます。</li><li>事業所自ら提供する特定相談支援等の評価を行い、その改善を図ります。</li></ul>
開設年月	平成29年10月1日

## 3. 事業実施地域

目黒区全域、世田谷区の一部

## 4. 営業時間

月～金 9:00～17:00 ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く

## 5. 職員の体制<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	1名(兼務)	0名	利用申込み調整、業務実施状況の把握、管理を行います。
相談支援専門員	1名(兼務)	0名	生活全般に係る相談、障害児支援利用計画の作成を行います。

当事業所では、利用者に対して指定計画相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

## 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

### (1) サービス内容

#### ①障害児支援サービス等利用計画の作成

利用者ご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、障害児支援利用計画を作成します。

#### <障害児支援利用計画の作成の流れ>

①相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。

②障害児支援利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。

③利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び障害児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

④利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害児通所支援等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、児童福祉法第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成します。

⑤④で作成した障害児支援利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、障害児通所給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該障害児支援利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定します。

⑥給付決定が行われた後に、指定障害児通所支援事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることがあります。また、これを基に、相談支援専門員は障害児支援利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定します。

## ② 障害児支援利用計画作成後の便宜の供与

- ・ 障害児支援利用計画作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- ・ モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

## ③障害児支援利用計画の変更

利用者が障害児支援利用計画の変更を希望した場合、または事業者が障害児支援利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、障害児支援利用計画を変更します。

## ④障害児入所施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害児入所施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

## (2) 利用料金

### ①サービス利用料金

指定障害児相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律（障害者総合支援法、児童福祉法）の規定に基づいて、市町村から障害児相談支援給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

事業者が障害児相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、下記の金額をお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの区市町村に申請すると障害児相談支援給付費が支給されます。）

### ②交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

### ③ 利用料金のお支払い方法

前記②の費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ・郵便局の場合 郵便振替用紙 口座番号：00160-2-186422 加入者：株式会社ナイスケア
- ・銀行の場合 みずほ銀行 自由が丘支店 普通預金  
口座番号：1831166 口座名義： 株式会社ナイスケア

## 7. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

## 8. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。) 保存期間は、指定計画相談支援サービスを提供した日から5年間です。

\* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1 3) 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- (1 4) 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画
- (1 5) アセスメントの記録
- (1 6) サービス担当者会議等の記録
- (1 7) モニタリング結果の記録
- (1 8) 関係機関からの情報提供に関する記録
- (1 9) 契約書
- (2 0) 重要事項説明書
- (2 1) 利用者負担に関する関係書類
- (2 2) 利用者に関する区市町村への通知に係る記録
- (2 3) 利用者からの苦情内容等の記録
- (2 4) 事故の状況及び事故に際しての採った処置についての記録

## 9. 苦情等の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係 <苦情受付窓口担当者> 管理者：新関 美穂子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

<苦情解決責任者> 管理者：新関 美穂子

(2)

東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局	受付日・時間 月～金 9:00～17:00 電話番号 03-5283-7020
---------------------------------	--

以上

サービスの内容等に関する苦情相談、虐待相談・通報、その他の窓口

1. 東京都

東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局	受付日・時間 月～金 9：00～17：00 電話番号 03-5283-7020
---------------------------------	--

2. 目黒区

目黒区相談窓口 (受付時間 月～金 8：30～17：00)			
名 称	住 所	電 話	FAX 番号
北部包括支援センター	目黒区大橋 1-5-1 クロスエアタワー9 階	03-5428-6891	03-5722-9803
東部包括支援センター	目黒区上目黒 2-19-15	03-5724-8030	03-3715-1076
中央包括支援センター	目黒区中央町 2-9-13	03-5724-8066	03-5722-9803
南部包括支援センター	目黒区碑文谷 1-18-14	03-5724-8033	03-3719-2031
西部包括支援センター	目黒区柿の木坂 1-28-10	03-5701-7244	03-3723-3432
目黒区権利擁護センター「めぐろ」	目黒区上目黒 2-19-15	03-5768-3963	03-5768-3965
目黒区 虐待相談・通報 (障害)			
目黒区障害者虐待防止センター	目黒区総合庁舎 2 階障害者支援課内	03-5722-8718	

2. 世田谷区

世田谷区相談窓口 (受付時間 月～金 8：30～17：00)			
名 称	住 所	電 話	FAX 番号
世田谷総合支所 保健福祉課	世田谷区世田谷 4-22-33	03-5432-2865	03-5432-3049
北沢総合支所 保健福祉課	世田谷区北沢 2-8-18	03-6804-8727	03-6804-8813
玉川総合支所 保健福祉課	世田谷区玉川 1-20-21	03-3702-2092	03-5707-2661
砧総合支所 保健福祉課	世田谷区成城 6-2-1	03-3482-8198	03-3482-1796
烏山総合支所 保健福祉課	世田谷区南烏山 6-22-14	03-3326-6115	03-3326-6154
世田谷区保健福祉サービス苦情審査会	世田谷区世田谷 4-21-27	03-5432-2605	03-5432-3017
世田谷区 虐待相談・通報 (障害)、その他の相談窓口			
世田谷区の保険福祉課	受付時間 月～金 8：30～17：00		
世田谷区総合支所保健福祉課	世田谷区世田谷 4-22-33	03-5432-2865	
北沢総合支所保健福祉課	世田谷区北沢 2-8-18	03-6804-8727	
玉川総合支所保健福祉課	世田谷区玉川 2-20-21	03-3702-2092	
砧総合支所保健福祉課	世田谷区成城 6-2-1	03-3482-8198	
烏山総合支所保健福祉課	世田谷区南烏山 6-22-14	03-3326-6115	

3. 大田区

大田区相談窓口 (受付時間 月～金 8：30～17：15)			
名 称	住 所	電 話	FAX 番号
大田区立障がい者総合サポートセンター	大田区中央 4-30-11	03-5728-9134	03-5728-9136
大田区福祉オンブズマン		03-5744-1130	03-5744-1553
大田区 虐待相談・通報 (障害)			
大田区障害者虐待防止センター	大田区中央 4-30-11	虐待通報専用ダイヤル 03-6303-8819	
		虐待通報専用 FAX 03-5728-9437	